

## 当院医療事故に係る損害賠償請求事件の和解について

このことについて、平成 29 年 3 月 30 日、原告と和解が成立しましたので、事案の概要と再発防止策を掲示します。

### 【事案の概要】

本件患者：10 歳（手術当時）、女兒

手術日：平成 24 年 8 月 8 日

手術内容：心房中隔欠損症（ASD）手術

平成 24 年 8 月心房中隔欠損の手術を施行。術後 7 日目、担当医は 10 時頃本件患者を診察した後、夏期休暇に入った。患者は同日昼前より腹痛、嘔吐が出現し、副担当医が診療に当たり、血圧の低下も見られたため補液を開始した。15 時 40 分から 16 時過ぎごろに心エコー検査を行い著明な心嚢液貯留が認められ、補液による治療を継続した。その後、17 時ごろ、下腹部痛と血圧低下が顕著となり、17 時 20 分に ICU に入室し、その頃到着した担当医も加わった。18 時 21 分に呼吸停止・心停止となり、直ちに蘇生処置を開始した。18 分後に自己心拍が再開し、18 時 41 分に心嚢ドレナージを実施したが、低酸素性虚血性脳症による不可逆性脳障害に至り、同年 10 月に死亡した。

### 【再発防止策】

当病院は、迅速な緊急処置に対応できる院内連携体制を今後より一層整備する。具体的には、

- ・担当医不在時の当該患者に関する診療の責任者を明確にする。
- ・迅速な緊急処置が必要となった場合、判断権者は診療科長とする。診療科長が対応できない場合は診療副科長とする。
- ・各医師は、迅速な緊急処置ができるよう、より医学及び医療技術の研鑽に努める。
- ・異なる診療科の間（小児科と外科など）や同一診療科内のスタッフ間における情報共有体制の整備・徹底を図っていく。